

平成22年（行コ）第300号事件

控訴人 藤永知子 外18名

被控訴人 埼玉県知事 外4名

証拠説明書（甲D第28～30号証）

平成24年12月21日

東京高等裁判所第24民事部ロS係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 野本夏生

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨等	備考
甲D 28	H22八ッ場 ダム周辺地 状況検討業 務報告書	H24. 2.	日本工 営株式 会社	平成22年10月から開始された八ッ場 ダム建設事業の検証において、地すべり 対策を検討し直しことを決めた国土交通 省関東地方整備局八ッ場工事事務所の委 託を受けて、八ッ場ダム周辺の地すべり 懸念地及び未固結堆積物斜面を対象に対 策工の検討を行ったこと。 その結果、従来は地すべり対策地区とし て3地区であったが、これが11地区に 増加し、対策費用も従来の5.8億円か ら150億円へと大幅に増えている。	写し
甲D 29	意見書		坂巻幸 男	上記報告書は新たな見直しの基礎資料と なるものであるが、これを検討した結 果、新たな対策は①対象地を拡大して調 査したものではなく、従来の対象地を細 分化ししたものにすぎず、そのため対象 地の数字が増えているにすぎない、②湛 水しない地域を初めから対象地から除外 している、③地震に対する安定率を考慮 していないし、安定解析に必要な数値は 平成21年7月に改訂された指針を形式 的に採用するだけで地域の地質・地形の 特性を踏まえた検討を欠いている、④採 用される工法も、抑止力が4000kN /mを超えるところがたくさんある八ッ 場ダム周辺地の対策として適当ではな い、などの問題点が存在しており、地す べりの対策として従来と変わりがなく、 なお地すべりの危険性があること。	原本
甲D 30	堆砂計画及 び総事業費 の点検結果 について	H23. 8. 29	国土交 通省関 東地方 整備局	国土交通省が総事業費の点検をした結 果、八ッ場ダム建設の地すべり対策費用 として約110億円、代替地の地すべり対 策費用として約40億円を計上した事実	写し

以上